

記者発表資料

令和8年5月18日
九州地方整備局
延岡河川国道事務所河川堤防の刈草を無償提供します
～五ヶ瀬川水系の刈草を有効活用してみませんか～

国土交通省延岡河川国道事務所では、河川の流域や安全を守るべく、堤防の異常を早期に発見するために、河川の堤防除草を実施しています。

五ヶ瀬川水系の除草により発生する刈草について、資源の有効活用や除草コストの削減を図るため、平成22年度より地域の皆様に無償で提供する取り組みを実施しています。

詳細は、別紙のチラシ、または延岡河川国道事務所ホームページをご覧ください。

1. 提供時期及び場所

①時期 : 5月下旬～12月下旬の予定

②場所 : 下記4. 延岡出張所にお問い合わせください。
現場施工状況により変更になる場合があります。

2. 提供方法

①申込み順で提供します。(申込み多数の場合は提供できない場合があります)

②刈草の積込・運搬は、原則として希望者での対応となります。
※引取量が大量となる場合には、別途ご相談ください。

3. 申込み方法等

①申込み締切日 : 除草作業期間 随時

②申込み方法 : 申込書にご記入のうえ、持参またはメール、
FAXにて申込みください。
申込書は事務所HPからダウンロードしていただくか延岡出張所にて入手願います。HPアドレス : <http://www.qsr.mlit.go.jp/nobeoka/>

4. 刈草に関する問い合わせ先

延岡市昭和町3丁目1930

延岡河川国道事務所 延岡出張所

電話 : (0982) 31-1224

FAX : (0982) 21-2300

※メールでも受付可能です。ご希望の方はお問合せください。

【記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 延岡河川国道事務所
電話 : 0982-31-1155 (代)河川管理課長 よねもと 米元 ひろゆき 博之
FAX : 0982-33-6907

電話 : 0982-31-1224 (代)

延岡出張所長 ながとも 長友 あきと 明人
FAX : 0982-21-2300

河川堤防の刈草を無償で提供いたします！

国土交通省延岡河川国道事務所では、河川流域の安全や環境を守るべく、堤防の異常を早期に発見するために、河川の堤防除草を実施しています。

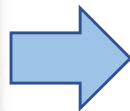
これらの五ヶ瀬川水系で発生する刈草について、資源の有効活用や除草コストの縮減を図るため、地域の方々に無償で提供する取り組みを実施します。

■刈草の提供時期 5月下旬～7月下旬 9月上旬～12月下旬

■提供場所 延岡出張所へご確認ください。

○申し込み順にご提供いたしますので、ご希望の方はお早めに連絡をお願いします。

○原則として現地まで取りに来て頂くようお願いしていますが、事情により対応が困難な場合は、別途ご相談ください。



○申し込み方法について

住所・氏名・連絡先・利用目的・希望数量等を申込書に、ご記入のうえ、持参またはメール、FAXにてお申込みください。

受付：平日 8:30～17:15

○申込み・問い合わせ先

延岡河川国道事務所 延岡出張所
延岡市昭和町3丁目1930

電話：(0982)31-1224

FAX：(0982)21-2300

※メールでも受付可能です。ご希望の方はお問合せください。

●詳細は、別添の募集要項をご覧ください。

～堤防の刈草を使ってみませんか～
刈草の引取り希望者を募集します

【募集要項】

五ヶ瀬川水系の除草により発生する刈草を希望者に無償で提供いたします。
提供における条件と注意事項を下記に示しますので、ご理解のうえお申し込みください。

○提供の条件

- ・刈草を自ら利用される方に限ります。転売目的等での利用や、不法投棄はしないでください。
- ・刈草の積込・運搬は、原則として引取り希望者にて作業いただきます。
※引取量が大量となる場合には、別途ご相談ください。

○提供における注意事項

- ・刈草の積込・運搬時に、堤防や樋管等の施設に損傷を与えないようにしてください。万が一、損傷を与えた場合は、原因者の責任において延岡河川国道事務所の指示のもとに、原形に復旧していただきます。
- ・刈草を搬出する際には安全対策をしっかりと行ってください。万が一、第三者に対する事故等のトラブルが発生した場合は、原因者の責任において対応していただきます。
- ・刈草の飛散には十分注意してください。飛散させてしまった場合には原因者にて清掃を行ってください。
- ・刈草の中には、様々な種類の草本や、除去しきれなかった異物が混入してる可能性があります。希望される方で、用途に適合しているか判断をお願いします。万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故が発生しても、原因者の責任において対応していただきます。
- ・刈草は申し込み順に提供いたします。申し入れが多い場合は、希望する量が確保できない場合があります。

○申し込み・問い合わせ先
延岡河川国道事務所 延岡出張所
【電話】 0982-31-1224
【FAX】 0982-21-2300

刈草引取り申込書

延岡出張所管内の除草作業で発生した刈草について、当方で引取りたく申し込みします。

住 所 : 〒 _____

電話番号 : _____

希望数量 : _____ (目安で結構です)
(例: 軽トラック 5台分 等)

用 途 : 家畜の飼料 ・ 敷きワラ ・ 堆肥 ・ その他 (_____)

引き取った刈草は、不法投棄や転売をしないよう責任を持って管理することを確約します。また、注意事項（別紙）の内容について承諾いたします。

令和 年 月 日

国土交通省 九州地方整備局
延岡河川国道事務所 延岡出張所長 殿

氏 名 _____ 印

◆個人情報の保護

提供頂いた情報等の取扱いについては、個人情報保護法等の趣旨に則り適正に管理させていただきます。

【注意事項】

1. 刈草の積込・運搬は原則として申請者にて行ってください。
※引取量が大量となる場合には、別途ご相談ください。
2. 刈草の積込・運搬時に、堤防や樋管等の施設に損傷を与えないようにしてください。万が一、損傷を与えた場合は、原因者の責任において延岡河川国道事務所の指示のもとに、原形に復旧していただきます。
3. 刈草を搬出する際には安全対策をしっかりと行ってください。万が一、第三者に対する事故等のトラブルが発生した場合は、原因者の責任において対応していただきます。
4. 刈草の飛散には十分注意してください。飛散させてしまった場合には原因者にて清掃を行ってください。
5. 刈草の中には、様々な種類の草本や、除去しきれなかった異物が混入する可能性があります。希望される方で、用途に適合しているか判断をお願いします。万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故が発生しても、原因者の責任において対応していただきます。
6. 引取り後の刈草は、不法投棄や転売をしないでください。
7. 刈草は申し込み順に提供いたします。申し入れが多い場合は、希望する量が確保できない場合があります。